

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 35年前に購入した原野が売れる！？二次被害に注意
- ◆ 「利用した覚えのない請求」が横行しています
- ◆ 平成29年度消費者支援功労者表彰 決定！
- ◆ 宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています



35年前に購入した原野が売れる！？二次被害に注意

値上がりの見込みがほとんどないような原野などを、将来値上がりするように偽って販売する手口を**原野商法**といいます。過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却話を持ちかけ、調査費、名義変更料等、さまざまな名目で費用を支払わせる**二次被害**の相談が全国で寄せられています。



「あなたが35年前に購入した原野を欲しい人がいる」と電話があり、来訪してもらうことにした。来訪した担当者に「現地に行って調査が必要」と言われ、調査費用として35万円を支払った。その後、担当者から「親会社が倒産した」と連絡があった後、電話が通じなくなった。

★アドバイス★

- 「土地を売りたい人がいる」などのセールストークをうのみにしてはいけません。土地が必ず売れるという話の根拠や、契約内容について書面で説明を求めましょう。
- 契約を検討する場合は、土地の所在地の自治体等に土地の状況を確認しましょう。また、できる限り現地に行くことや、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することも大切です。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。

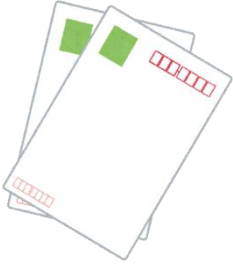


©宮城県・旭プロダクション

「利用した覚えのない請求」が横行しています

利用した覚えがない架空の請求をうけているが、どうしたらよいかという相談が、消費生活センターへ非常に多く寄せられています。電子メールやSMS（電話番号を用いたメール）、ハガキ、封書、自動音声による電話など、様々な手段が使われています。

【事例1】急増！ハガキによる架空請求



「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押さえをすると記載があった。心当たりはなかったが、裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をしたところ、弁護士を名乗る男性が出た。「支払いをしていないので和解金50万円を支払う必要がある。支払いを待ってもらうには5万円必要」と言われ、5万円を指定口座に振り込んだ。

【事例2】電話の自動音声による架空請求

携帯電話に着信履歴があったので、かけ直すと「動画コンテンツに登録し料金を滞納している。支払わなければ民事訴訟を起こす」という音声ガイダンスが流れた。「料金を知りたい方は1を、心当たりのない人は2を」と言われたので「2」を押したところ、電話が繋がり、いきなり名前を聞かれた。そこで、先方の名前を尋ねたら電話を切られた。電話の内容に心当たりがない。



【事例3】電子メールやSMSによる架空請求



スマートフォンに「サイト利用料金課金中。利用しない場合は退会手続きのため、至急ご連絡ください。」というSMSが届いた。身に覚えがなかったが、記載されている電話番号に連絡すると、「身に覚えがなくてもスマートフォンの自己管理責任があるので、利用料を今日中に支払うように。」と言われた。

被害に遭わないためのポイント

- 身に覚えがなければ連絡してはいけません。**無視しましょう。**
※ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談することが重要です。
- 相手にこれ以上個人情報を出さないようにしましょう。
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキの差出人に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。
(警察相談専用電話 #9110)





平成29年度消費者支援功労者表彰 決定！

消費者庁では、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、「消費者支援功労表彰」を実施しています。今年度は宮城県で2名の方が表彰されます。

ベスト消費者サポーター章		
小林 洋子 さん	宮城県金融広報 アドバイザー	宮城県金融広報委員会貯蓄生活設計推進員や金融広報アドバイザーとして、金融知識の普及・向上に寄与されました。また、大学等を対象に、金融トラブルの未然防止やお金の知識等の出前講座を実施し、消費者教育に貢献されました。
千代 眞理子 さん	宮城県消費生活相談員	平成10年から古川市（大崎市）の消費生活相談員、平成24年からは宮城県の消費生活相談員として消費者被害の救済に尽力するとともに、出前講座の講師として、消費者被害の未然防止にも貢献されました。

<ベスト消費者サポーター章とは>

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績があった個人や団体に消費者庁長官から贈られるものです。

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。

実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

講座は無料です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。

★申込みの流れ★

- ①下記まで日程調整の電話を入れる
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

★申込み・問合せ先★

TEL：022-261-5164
FAX：022-211-2959



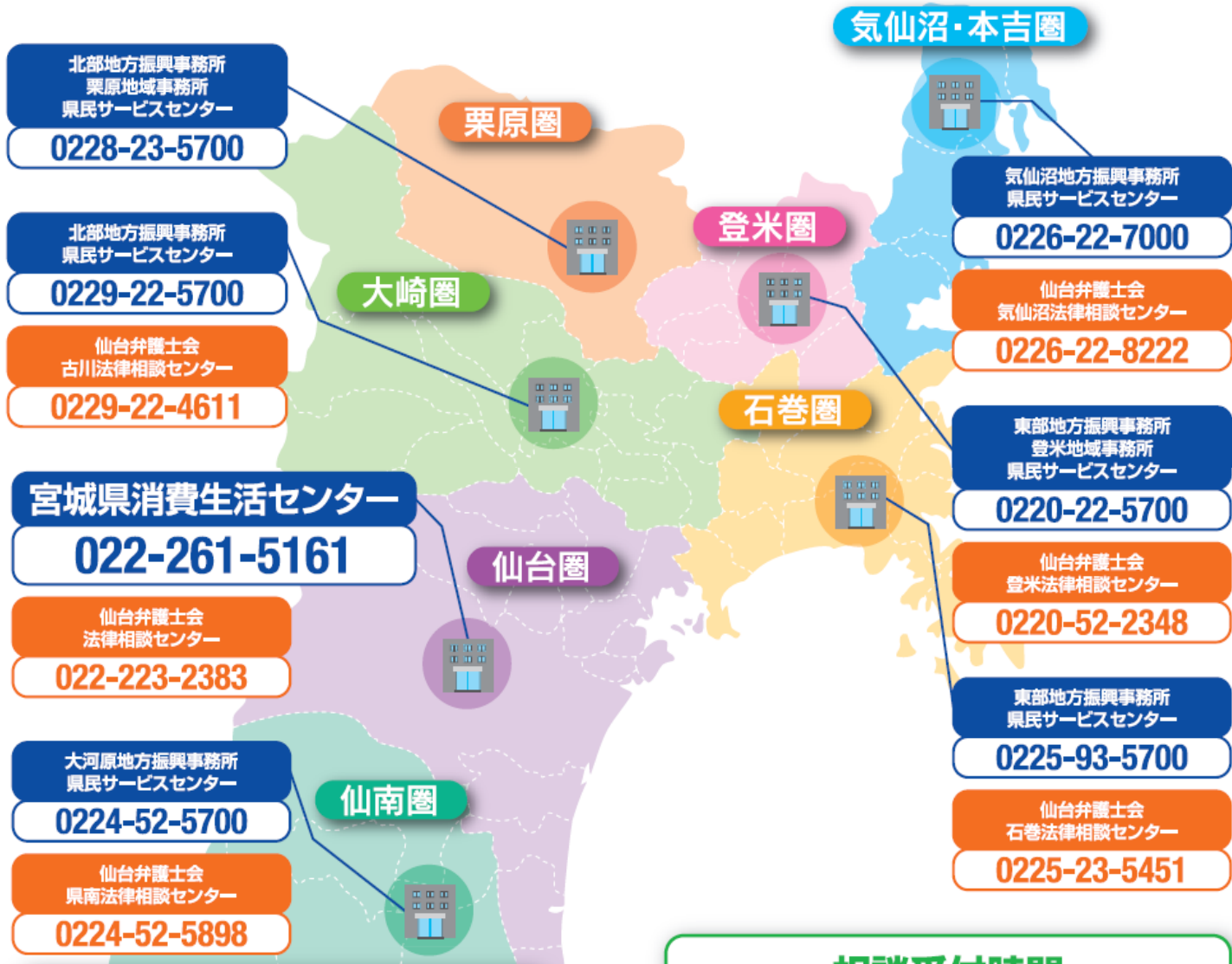
啓発用リーフレットの配布や、DVDの貸出も行っています！併せてご活用ください♪
詳しくは、県消費生活センターのホームページをご覧ください！



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)